

大阪府運輸事業振興助成補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 府は、営業用バス及びトラックの運送事業における交通安全対策や環境対策等を促進するため、予算の定めるところにより、補助事業者に対し大阪府運輸事業振興助成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助金の補助事業は、補助事業者が営業用バス及びトラックの運送事業に関し行う次の各号に掲げる事業のうち、知事が適当と認めるものとする。

- （1）交通安全対策に関する事業
- （2）環境対策に関する事業
- （3）府民の利便性の向上に資する事業
- （4）緊急輸送体制の整備に関する事業
- （5）運輸事業者が交通安全対策及び環境対策に取り組むための経営基盤の強化に資する研修その他の事業であって、知事が必要と認めるもの

（補助対象経費、補助率）

第3条 補助金の対象経費及び補助率は、補助事業の細目ごとに、別表のとおりとする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、バス事業者又はトラック事業者によって構成される大阪府を単位とする一般社団法人である大阪府トラック協会及び大阪バス協会とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の申請は、大阪府運輸事業振興助成補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出することにより行われなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）事業計画（様式第2号）
- （2）資金計画（様式第3号）
- （3）要件確認申立書（様式第4号）
- （4）暴力団等審査情報（様式第5号）

3 申請者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助事業の内容等の変更の申請等)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、大阪府運輸事業振興助成補助金変更申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとするときは、大阪府運輸事業振興助成補助金補助事業中止(廃止)申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第2条の各号に掲げる補助事業に要する経費の20%以内の配分の変更であって、補助金の増がないものとする。

2 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に係らない変更とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 一般社団法人大阪府トラック協会が実施する補助事業は、大阪府内においてトラックを用いて行う運輸事業者を対象とし、当該協会非会員である事業者も含めること。
- (2) 一般社団法人大阪バス協会が実施する補助事業は、大阪府内においてバスを用いて行う運輸事業者を対象とし、当該協会非会員である事業者も含めること。ただし、地方公共団体は除く。

(補助金の交付の申請書の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請をしたものは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、9月30日現在における補助事業の遂行について、大阪府運輸事業振興助成補助金補助事業遂行状況報告書(様式第8号及び様式第9号)を10月31日までに知事に提出することにより行われなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、大阪府運輸事業振興助成補助金補助事業実績報告書(様式第10号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内

に知事に提出することにより行われなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告（様式第11号）

(2) 決算報告（様式第12号）

（補助金の交付）

第12条 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、当該補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に大阪府運輸事業振興助成補助金交付請求書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、交付決定の後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、補助事業者は該当事項届出書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を間接補助事業者に行わせ、当該間接補助事業者が規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業者該当事項届出書（様式15号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第13条 知事は補助事業を円滑に実施するために必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付を決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、大阪府府運輸事業振興助成補助金概算払請求書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳をつけ、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第19条第4号の知事が定める財産は取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 規則第19条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第17号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 補助事業者が間接補助事業者に補助を行う場合についても、第1項から第4項の規定を準用した財産の処分の制限を設けることとし、第2項の申請は、間接補助事業者は補助事業者に提出し、補助事業者がその承認をするものとする。ただし、補助事業者からの報告を受けて、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(補助金に係る経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後10年間または第14条第4項に規定する期間のいずれか長い方の間保管しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについて補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申請により当該消費税等仕入れ控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第18号)を速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第17条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告をさせ、又は本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

■大阪府トラック協会

補助事業	補助事業の細目	対象経費	直接補助率	間接補助率
交通安全	事業者巡回指導	印刷費、給与、役務費、会場費、事務費 謝金、借損料、車両費、備品購入費、旅費等	10/10以内	—
	輸送秩序確立対策パトロール	印刷費、役務費、会場費、事務費、謝金、旅費	10/10以内	—
	安全性評価事業	印刷費、委託費、会場費、広報費、事務費、旅費	10/10以内	—
	交通安全PR活動	印刷費、会場費、啓発物品費、事務費、車両借上費、旅費	10/10以内	—
	ドライバー等交通安全講習会	印刷費、会場費、事務費、謝金、旅費	10/10以内	—
	運行安全確保に係る教育訓練費等助成	運転者適性診断の受診費用及び運転記録証明書取得費用に対する助成費	10/10以内	10/10以内
		運行管理者基礎講習・ドライバー教育訓練・初任運転者教育等の受講費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	安全確保装置導入助成	後方視野確認装置・先進安全自動車・衝突被害軽減ブレーキ・ドライブレコーダー等の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	SAS検査費助成	SAS(運転者睡眠時無呼吸症候群)検査の受検費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	脳ドック等検査費助成	脳ドック等検査の受検費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
環境	低公害車導入助成	当該車両の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	EMS装置導入助成	EMS(エンジン管理システム)装置の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	アイドリングストップ促進装置導入助成	蓄熱マット・エアヒーター・車載バッテリー式冷却装置・蓄冷式クーラー・温水式ヒーター等の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	エコタイヤ導入助成	当該装置の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	グリーン経営認証費助成	当該認証の新規登録・更新費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	物流の効率化対策	印刷費、会場費、事務費、謝金、旅費、求荷求車情報ネットワーク普及事業委託費	10/10以内	—
	グリーンエコプロジェクト	印刷費、会場費、事務費、謝金、旅費、委託費	10/10以内	—
緊急輸送	緊急輸送体制整備	印刷費、事務費、車両借上費、備品購入費、旅費	10/10以内	—
知事が認めるもの	中小企業経営基盤強化	印刷費、事務費、会場費、謝金、旅費	10/10以内	—
上記事業に係る共通経費	広報・管理費	印刷費、委託費、役務費、会場費、給与、光熱水費、施設維持費、事務費 謝金、借損料、使用料、備品購入費、旅費等	10/10以内	—

■大阪バス協会

補助事業	補助事業の細目	対象経費	直接補助率	間接補助率
交通安全	運行安全確保に係る教育訓練費等助成	運転者適性診断・安全運転研修等の受診(講)費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	安全確保装置導入助成	後方視野確認装置・先進安全自動車・衝突被害軽減ブレーキ・ドライブレコーダー等の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	SAS検査費助成	SAS(運転者睡眠時無呼吸症候群)検査の受検費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	脳ドック等検査費助成	脳ドック等検査の受検費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	安全対策事業	事務費	1/2以内	—
環境	エコドライブ研修費助成	当該研修の受講費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	ドライブレコーダー・EMS導入助成	当該装置の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	低公害車導入助成	当該車両の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	バス利用促進助成	乗合バス利用促進のための配布用路線図等の印刷費用等に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	バス利用促進情報発信	委託費、印刷費、事務費	1/2以内	—
府民の利便性向上	人にやさしいバス導入助成	超低床ノンステップバス等、旅客の乗降が容易な車両の導入費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	バス停留所設備改善助成	停留所上屋、ベンチ等の旅客用施設の設置、補修費用に対する助成費	10/10以内	1/2以内
	バスロケーション・ICカードシステム導入助成	当該装置の導入費用に対する助成	10/10以内	1/2以内